

交通政策審議会交通体系分科会物流部会運営規則

(小委員会の設置)

第1条 物流部会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることができる。

(小委員会の委員)

第2条 小委員会に属すべき委員等（交通政策審議会交通体系分科会運営規則第2条第2項の「委員等」をいう。以下同じ。）は、物流部会に属する委員等のうちから、物流部会長が指名する。

(委員長)

第3条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、物流部会長が指名する。

2 小委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を当該委員会に属する委員等に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を物流部会長に報告するものとする。

(議事)

第4条 小委員会の議事については、交通政策審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月30日から施行する。